

議 事 録

会議名	令和4年度第2回寒川町下水道運営審議会		
日 時	令和4年9月27日(火)午後2時00分～2時50分	開催形態	公開
場 所	オンラインによるWeb会議		
出席者	<p>【委員】横手委員、青木委員、佐藤委員、齊藤委員、和田委員 猿渡委員、大國委員、中内委員、郷原委員 (欠席者：臼井委員、増田委員)</p> <p>【町】黒木都市建設部長、飯田下水道課長、西島副技幹、 山本副技幹、池田副主幹、岡本主任主事、江川主任主事</p> <p>【傍聴者】なし</p>		
議 題	<p>(1) 議事録承認委員の選出について</p> <p>(2) 下水道使用料改定率について</p>		
決定事項	(1) 議事録承認委員 佐藤委員		
議 事	<p>1 開会</p> <p style="text-align: center;">【部長あいさつ】</p> <p>【事務局】本日の御出席の委員さんにつきましては、9名で、寒川町下水道運営審議会条例第5条の規定を満たしていることを御報告申し上げます。</p> <p>次に、寒川町基本条例第15条により、傍聴につきましては、希望者がおりませんでしたので、このまま進めることといたします。</p> <p>では、資料の御確認をお願いいたします。資料は、会議次第。資料1、令和3年度寒川町下水道事業特別会計決算概要。資料2、経費回収率の状況。資料3、全国市町村改定状況調べ。資料4、使用料改定率シミュレーション。資料5、一般家庭及び事業者の負担額一覧。以上です。</p> <p>これより議事に入っていくわけですが、ここからの進行につきましては、横手会長をお願いしたいと思います。横手会長、議事の進行をよろしく願いいたします。</p> <p>【横手会長】それでは、次第に基づきまして、議事を進めてまいります。まず、議題(1)議事録承認委員の選出についてです。事務局より説明願います。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 議事録承認委員の選出について</p> <p>【事務局】議事録承認委員につきましては、寒川町審議会等の会議の公開に関する規則により、議事録の確認をいただくことになっております。会長と職務代理者を除く名簿順でお願いをしております。前回第1回は青木委員をお願いいたしましたので、今回は佐藤委員をお願いしたいと思います。</p>		

【横手会長】事務局から議事録承認委員として佐藤委員にお願いしたいとありましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか

～異議なし～

(2) 下水道使用料改定率について

【横手会長】それでは、議事の(2)下水道使用料改定率についてです。事務局より説明願います。

【令和3年度寒川町下水道事業特別会計決算の概要説明】

【事務局】資料2のほうを御参照ください。経費回収率の状況となっております。こちらは令和2年度の決算額を基に算出しておりますが、神奈川県下全部で32市町ございますが、見ていただくように、寒川町は32市町のうち27番目、経費回収率75.46%、普及率が93.36%という結果となっております。

続きまして、こちらの右につきましては、相模川流域の市町で比べた結果になります。12市町ございますが、12市町中12番目という形で、同じく経費回収率75.46%という形で、今回76.7%に上がったんですが、11番目の、それでも愛川町さんには届かないような状況となっております。

資料の3のほうをおめぐりください。資料の3につきましては、全国の市町村の使用料の改定状況について、これは事務局のほうでインターネットを使いながら調べておりますので、漏れがあるかもしれませんが、一応このような状況となっております。

まず、神奈川県内の市町村で3市が改定を行っております。海老名市さんにつきましては令和4年の4月1日で、平均改定率が約10%。逗子市さんにつきましては令和4年の7月1日、平均改定率が25.5%。三浦市さんにつきましては、同じく令和4年の7月1日に4.4%というふうな改定を行っております。

特筆すべきは海老名市さんなんですが、令和元年度の経費回収率が114.1%となっており、100%を超えているんですが、ここで下水道の維持管理経費が増加する等の理由により10%の改定を行っているというところが特筆すべき点であるかなと思っております。

その下、今度は県外の市町村ですが、こちらについては平均改定率がホームページ等で見受けられなかったものですから、こちらにつきましては省かせていただきまして、改定時期が載っているような状況です。

最後、下のほうの3行なんですが、こちらは段階的に行いますよという市ですね。島根県と富山県、愛知県の3市が令和4年、5年ですとか6年、7年とかに行っていくというような状況になっているということです。

では、次、資料の4を御確認ください。こちらが今日の一番の肝になると思いますが、使用料の改定率のシミュレーションを行った結果となっております。表の作りが、数字がかなりあるので、まず表の作りから御説明をさせていただきます。まず、この表なんですけど、令和2年度、令和3年度につきましては全て実績値となっております。それぞれ4月から翌年3月までの1年間分の調定額、収入の調定額がこちらに記載されております。経費回収率を出すときに消費税抜きで計算しますので、最後に合計の税抜き額が載っております。

その下に汚水処理費なんですけど、こちら令和2年度、令和3年度につきましては実績値となっております。令和4年度以降につきましては、令和4年度のこの資料を作成したとき、7月分までが実績値で、残りは8月から3月までは想定額という形で作らせていただきました。現年度、3年度に対して5.6%増えた場合の数値を想定しております。同じように5年度、6年度、7年度、8年度につきましても、この表でいったら13.2%、7年度につきましては13.2%という形で、使用料の伸びを見込んで、調定額というふうに試算しております。

表の作りは以上なんですけど、ここで条件をつけて、この表を完成させていきます。まず収入の使用料につきましては、有収水量ですね、有収水量につきましては令和3年度の決算額で固定させていただきます。

続きまして、基準を一律にそろえるために、各年度10月を改定、令和3年度と同様に10月で改定をした場合という形で試算をしております。

最後ですが、収入については、改定率、例えば5.6%とか13.2%の改定率の約78%で試算をしております。というのも、平成25年度に9.6%の使用料の改定を行ったんですが、1年間やってみた結果、実際には7.4%相当の改定額となっております。これを計算すると約78%でしたので、令和5年度、令和7年度に改正してスタートしたとしても、13.2%ではなく、78%の約10.29%程度でこちらの表を計算しているということになっております。

続きまして、費用につきましては、令和4年度、費用が額は変動しているんですが、相模川流域での下水処理場のほうで電気料金が、高騰によって電気料金の不足が見込まれるということで、相模川流域下水道負担金について、その電気料金の増額分を見込んでおります。令和4年度が7億1,007万円で、5年度以降は8億207万円ぐらいにはなるのではないかとということで、こちらの表を作成させていただきました。

その作成した結果、13.2%を令和5年度、令和7年度に実施した場合には、最終的な経費回収率、一番下のところですが、令和8年度の下はピンク色になっているところですが、87.7%にしかならない、そういうようなシミュレーションになっております。

こちらを解消して100%にするにはどうしたらいいかというのが次のページの表になります。その場合、こちら最終的に令和8年度は100.3%にするには、100%以上にするには、令和5年度及び令和7年度の改定率を23%以上にする必要があるという結果となりました。あくまでこちら経

費の状況等は予測値にはなりますが、この条件を基に出した結果、令和8年度23%でやった結果、100.3%になるというような試算になっています。

仮に同じ条件で令和5年後を13.2%にした場合では、100%にするには令和7年度何%にしないと追いつかないのかというのを下に表しております。最後の合計だけ出させていただきますが、令和5年度に13.2%にした場合、令和7年度には33%以上の改定を行う必要があるというようなシミュレーションの結果となりました。

続きまして、資料5ですね。資料5のほうを御覧ください。資料5は、もし23%、100%にするために23%にした場合、一般家庭及び事業者の方がどれぐらいの御負担が増えるかというのを表に書かせていただいています。まず一番上が1人から2人世帯、大体25立米ぐらいが2つあるので、2か月で令和5年は597円、それを1か月にすると約300円の負担額が増える結果となっています。年間では約3,600円ぐらいの増額になります。

次に、3～4人世帯につきましては、2か月で1,532円、1か月の増額分は約766円、年間で9,192円、下は事業者になりますが、事業者につきましても、500立米を流されている事業者様につきましては、2か月で1万9,836円、1か月で9,918円、年間で11万9,000円で、1,000立米近く流されている事業者様は2か月で4万4,806円、1か月当たり2万2,403円、年間で26万8,836円となっております。

資料の説明としましては以上であります。事務局といたしましては、厳しいところではあります。100%にするために23%以上が必要であると考えております。

資料の説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。今後の下水道使用料条例の改定スケジュールですが、今後、議会の諸手続を経た上で、令和3年度の改定時期と同様に令和5年10月1日を事務局としては考えております。よろしくお願いいたします。

【横手会長】ただいま事務局から説明がございました。当初の予定よりもちょっと10%ほどの値上がり率、使用料改定のアップという話をもってして、この使用料改定率についての御質問や御意見ありましたら、遠慮なくぜひ挙手をお願いいたしたいと思います。

【佐藤委員】よろしいですか。

【横手会長】それでは、佐藤委員。

【佐藤委員】ちょっと2つから3つ聞きたいことがあって、1つ、この用意していただいた資料、他市との比較、県内の比較というところですので、いろいろ分かりやすいなと思ったんですが、そもそも寒川がここまで経費回収率が低いというのは、これ歴史的背景とか、どういった背景があってこういうふうにな

っているのかというところをちょっとお聞かせいただきたかったのと、あともう一つ、こういった議論をするのに当然やるべきこともあると思うんですよ。その1つは、徴収率で、徴収率は水道と多分一括だと思うので、限りなく100に近いのかなというふうに思うんですが、ちょっとどういう現状になっているのか、お聞かせいただきたいと思います。取りあえずそれをお願いします。

【横手会長】事務局、歴史的背景、それから徴収率がどのようになっているのか、2つの質問についてお答えいただければと思います。

【事務局】まず1点目の背景なんですけど、寒川町の下水道事業につきましては、昭和59年に供用開始をして、一之宮の人口集中地域、駅前ですね、そこからスタートして行って、その後、平成に入ってから調整区域、その辺を整備して行って、全体的に整備率とすると、調整区域も含めて約9割近く、すいません、細かい数字はあれなんですけど、8割以上の整備率を行ってきております。

そういったものの当然事業を進めていく上で、起債という借金をした上で事業を進めて行って、今、その借金の返済と、それに関わる利息分といったものと、あと、今後発生する維持管理費用といったものなども今後増えてくると思うので、そういう部分では、経費回収率としては非常に悪い。

経費回収率の主な内容としましては、ほとんどが污水处理費に関わる部分というのが、まず減価償却費、それから負担金、これは流域ですね。それから企業債の利息、そういったものがほとんどで、それに関わる人件費ですとか委託料、工事請負費というのは現在のところ、7億4,000万ある污水处理費のうち、減価償却、負担金、それから企業利息だけで6億ぐらい、それだけでかかってしまっているという現状がございます。

委託料につきましては3,800万、人件費につきましても3,200万、両方合わせても7,000万ぐらいですね。工事請負費については、既存の管渠の補修工事、それが単年度で約300万、修繕費につきましては75万というような形になっております。

委託料の3,800万のうち、一括徴収をしていますので、水道局さんのほうにお支払いをしている部分も、それが大多数を負担しているといったような状況になっております。

【横手会長】徴収率は。

【事務局】徴収につきましては99.6%になっております。

【横手会長】佐藤委員、いかがでしょうか。

【佐藤委員】分かりました。ちょっと話聞いていると、基本的には、要は経費回収率を上げるには、1つは当然、今回議論になっているような使用料の

値上げというのと、もう一つは、かかる経費を削減する、効率化していくというところも絶対必要だと思うんですよ。ただ、今お答えいただいた限りだと、なかなかそのかかってくる費用を減らしていくというのは難しいものなんでしょうかね。

ちょっとそこを聞いたかったのと、これ資料もらって、いろいろ近隣、例えば海老名とか綾瀬とか調べると、料金って海老名の場合は寒川より水道料が安い。綾瀬は多分同じぐらいだけれども、経費回収率がこっだけ差があるというのを考えると、効率的にできてないんじゃないかなとかいうふうにちょっと思っちゃったりするんですけども、そこら辺どうなんですかね。行政規模の関係とかもあるのかなと思ったんですけど、どういうふうに考えているのか、教えていただけます？

【横手会長】 事務局、御回答をお願いいたします。

【事務局】 事務局としましては、現在のところ、経費をできるだけ抑え込もうというようなお話なんですけれども、今お話ししたように、ほとんどの経費が減価償却費であったり流域の負担金であったり、企業債の利息というものが大多数を示していますので、そうすると、あと手をかけられのほどこかというところ、委託料であったり、工事請負費であったりとかという部分だと思うんですね。

そうすると、委託料についても一括徴収を行ったり、管渠の清掃ですとか、要は詰まったとき緊急清掃なんかもこの中に含まれていますので、そういったものが今度できなくなってしまうというようなことを考えますと、現在のところは経費をできるだけ抑えるというのが限界に来ているのかなというような感じは受けます。

【横手会長】 近隣との差について。

【事務局】 近隣との差については、何とも言えないんですが、施設の規模ですとか、要は、うちのほうは管渠しかございませんので、海老名であったりとかというのがどの程度整備をしているのか。要は市街化だけの整備なのか、調整区域を含めて整備をしているのかというようなところも違いが出てきているのかな。寒川については、調整区域もかなりの範囲で整備をしているということでは、町の規模とすれば、管渠を受け持っている、施設を持っている規模がちょっとでかいのかなというふうには感じております。

【佐藤委員】 なるほどね。

【横手会長】 佐藤委員、いかがですか。

【佐藤委員】 分かりました。現状分かりましたので大丈夫です。

【横手会長】 よろしいでしょうか。

では、ほかに質疑のある方、挙手をお願いいたします。青木委員。

【青木委員】 昨日もちよっと言ったんですけど、基本的にこれ100%にするというのは、独立した企業として、一般の企業も当然利益を上げるためということなんですけど、そこは企業としてちよっと違う性格ですし、下水道というのは社会資本ということなので、公共施設、必要なインフラなんで、その点について、どういった認識があるのかということと、今、町としては、それと、今、佐藤委員も言ったんですけども、町として何か、これ以上やってきてできないんです、限界なんですというようなことを示さないと、この値上げに関して住民の方も納得されないと思うんですね。そういったところは、ほかの委員さんも言っていたんですけど、丁寧な説明をやっぱりするべきだと思うんですね。上げると。そういうところについて町の認識というのはどうなのか。

また、社会資本ということをもまずどう思っているかということもちよっとお聞きしたいんですけども。

【横手会長】 では、事務局、2点ありました。インフラとしての認識、それから、いかに利用者に値上げというものを納得していただくか、どのような認識なのか、社会資本としてどう考えているのかについて、2点お答えください。お願いします。

【事務局】 下水道は、青木委員も言われたように、社会資本として都市基盤整備としての位置づけというような部分もあると思います。確かに我々もそういうふうに感じていますし、これだけ整備が進んでいく中で、まだ未整備のエリアもあることはあります。そういった中で公費を全て入れてしまうと、その部分についての不公平感というのが当然出てくると思うんですね。あくまでも下水道を整備した上で、下水道が使える人と使えない人、その辺の差別化、差別というか、不公平感をなくすために必要な費用として、受益として使用料を頂いているというような形で考えております。

【横手会長】 いかに納得させるかというところについてはどういうふうに考えていますか。

【事務局】 これについては、丁寧に御説明をしていくという部分と、今後もちよっとこれだけ大きい、多い施設が持っていますので、それについては止めることができませんので、やっぱり長寿命化や維持管理、そういった部分を今後も続けていく必要性はありますので、その辺には、それについてはやはり費用もかかってくるというような状況がありますので、そういう意味では使用料で賄っていくという必要性は感じております。

【横手会長】 それ、ちゃんと納得させるように説明をしてほしいということ

なんですけど、それについてはどうですか。どうですか。青木委員が言うには、要するに限界ですよというのを示して、それをちゃんと納得してもらいたいというふうに思っている、どうかという質問なんですけど、それについてはいかがですか。

【事務局】それについては、我々としてもできるだけ丁寧に説明していく必要性は感じてますし、使用料を上げた状態で皆さんの施設をできるだけ長く使用してもらえるようにしていかなければいけないと思っていますので、その辺については、いろいろと今後どういうふうに広報をしていくかとか、どういうふうに皆さんにお伝えしていくかという部分も含めて、今後やっていきたいとは思っております。

【青木委員】説明のことについては、具体的にどうするというのを今の時点でできないのかなというのがあるんですけど、先ほどもちょっと不公平感ということをやっていたんですけど、実際のところ、できないようなところもやっぱりあると思うんですね。1軒のために下水道を引くなんていうことは現実的じゃないですし、やはり下水道はいいよという方もやっぱりいらっしゃると思うんですね。そういう方に対しても不公平感というのはどうかなというのが自分としてはあるんですね。

だから、現実的ではないところに、そこに、だから町としても、そこ、じゃ引くんですかっていったら、恐らく引かないですよ、その1軒のためにとかという。何千万もかかるわけですから。そういった点で不公平感ということは理由にならないのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

【事務局】私が言った公平感というのは、下水道を入れるとか入れないとかという話ではなくて、その下水道を使って汚水処理が、流すことができる人と、現在、当然、下水が来ていないから流すこともできない人、そういった部分で、公費をそこに投入するということが不公平になりますよということであって、あくまでも下水道を利用するのであれば、それなりの受益があるので、使用料で頂きますよというようなお話をさせていただきました。以上です。

【青木委員】だから、お答えいただいてないんですけど、下水道を引かないとかいうふうに、いいよって言っている人も中にはいると思うんですね。その人に対しては、だから、不公平感というか、その人がそこで断っているわけだから、そういった方というのはやっぱりいらっしゃるんだと思うんですけど、今、93%で、7%が下水道引かれてないんですけども、下水道を引かれてない人の中には、うちはいいですという方もいらっしゃるんで、そうすると、さらに、その人を抜くと、そういった方々を抜くと、さらに上がるし、不公平感、不公平感って言うのはやっぱり違うような感じがするんですけど、どうでしょう。

【横手会長】青木委員。要は、例えば町の一般会計から公費を繰り入れるということについて、いわゆる使用していない方の分までどうということなんだということですよ。

【青木委員】そういうことです。

【横手会長】その不公平感というのは、町側が今言っている、事務局側が言っていることは正しいんじゃないかなと思いますけど、どうですか。一応、事務局、お答えいただけますでしょうか。もう一度同じ答えになるかもしれませんが、事務局、お答えください。

【事務局】あくまでも下水道が使える方につきましては、一般会計からの繰入金、それを、それというのは皆さんから頂いた税金、それは使えない方も使える方も頂いている税金なんですね。それを下水道の維持管理に関わる予算のほうに繰り入れていく、要は汚水処理費に入れていくということは、その時点で、使えないのにその費用が、その方たちもお支払いをしているという状況があるんです。それを解消するために、経費回収率を100%にして、あくまでも使える方たちに使用料でそれを賄っていきこうというような考え方になります。以上です。

【横手会長】よろしいでしょうか。はい。

それでは、ほかの委員の方、質疑ある方、挙手をお願いいたします。

【齊藤委員】茅ヶ崎の齊藤でございます。よろしいでしょうか。

【横手会長】齊藤委員、どうぞ。

【齊藤委員】茅ヶ崎、齊藤です。1点確認でございます。使用料の改定率シミュレーションの費用のところ、条件について、費用で、電気料金高騰によりと、高騰により増額を見込んでいるというところで、今回のこれだけ見えていますと、13.2%から23%に上げるというところは、あくまでも理由としては電気料金が高騰したことによって上げるんですよと、そんなふうを受け止められるんですが、こういったことを町民の方に電気料金高騰で値上げするんですということをについて、丁寧に御説明する、御理解いただくように説明する必要があるのかなというふうに感じて今聞いておったところなんですけども。

【横手会長】質問は以上でいいですか。

【齊藤委員】あともう1点、去年の答申の際に附帯意見として、公共下水道への接続促進についてというところもあったわけですが、このコロナ禍が続いていて、ずっとなかなかこういった点難しいかなとは思われるんですけど

も、こういった点についてはどのように取組をされてきていたのかを伺えればと思います。

【横手会長】以上でよろしいですか。

【齊藤委員】はい。

【横手会長】では、事務局、2点質問ございましたので、御回答をお願いいたします。

【事務局】すいません。1点目の質問の途中でこちらのほうの音声は切れてしまって、申し訳ないんですけど、1点目の質問をもう一度聞かせていただけないでしょうか。

【横手会長】すいません、齊藤委員、もう1回、1点目だけお願いします。

【齊藤委員】資料4のところ、条件として費用の記載ですね。電気料金高騰によりということであるんですけども、今回の料金改定13.2%アップから約10%値上げするとか23%にするというのは、あくまでもこの電気料金が値上がりしたことによって値上げをするんですよと、そういったお考えでよろしいのでしょうか。

【横手会長】事務局、お願いいたします。

【事務局】まず、今の13.2から23%の値上げの部分なんですけど、これにつきましては、我々のほうは流域下水道ということで、当然、相模川流域下水道で茅ヶ崎の柳島のほうに処理場があるんですけど、そちらのほうの電気料金がかかなりの量が上がっていく、それを試算すると、例えば、電気料金が上がらなければ、現状の13.2でそのまま行けるんですけども、やはり電気料金が上がったことによって23%になってしまうといったような状況があります。

処理場につきましては、処理をするに当たって98%から99%ぐらいがほとんど処理に関わる費用になってございます。事務所の電気料金については、全体の1%とか2%、そのような状況もございますので、そういったものが関連する9市3町のほうに影響してくるというような、負担金として上がってくるといったような形になります。

それから、2点目の接続促進についてなんですけど、現在もできる限りお願いはしているところなんですけど、現在の町の状況としましては、水洗化率につきましては、96%まで接続はしてもらっているといった状況がございません。以上です。

【横手会長】齊藤委員。今、回答がありますけど、ほかに追加で質問がござ

いますでしょうか。

【齊藤委員】分かりました。ありがとうございます。水道事業についても、電気料金の高騰は今補正を組むぐらいに高騰しておりますので、そういったところは丁寧に説明していかなければいけないのかなと思っております。以上です。

【横手会長】事務局にお願いですけれども、やはり今ありましたけど、非常に町民に対する丁寧な説明がないと理解を得られないということがありますが、唐突に上げるとか、そのようなことのないように、しっかりとやっていただけるということをまずお約束いただきたいと思います。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいですか。

では、皆様から御質問いただきました。また、いろいろと当初の答申よりもこのパーセンテージが上がるということで、またちょっと今後様々な動きも当然出てきますし、また審議委員の皆さんに様々なお力添えをいただければいけないことも多々あると思いますので、その点につきましてはぜひ引き続きお力添えをいただきたいと思います。

現時点において、令和5年度改定率につきましては、ここに示された資料も、資料に示された23%ということで行きますか。もちろん、これについてはまたほかのところで話す機会も多分持たざるを得ないなと思いますが、現時点において、令和5年の改定率につきましては23%ということによろしいでしょうか。よろしいですか。もし異議があるようでしたら言っていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

では、異議はなしということでございますので、議題2は以上となります。

次に、その他ですが、皆様からその他についてございますでしょうか。例えば、ちょっとこの10%、当初の答申よりも10%また改定率が上がったということについては、改めて別の場で話合いの場とか、みんなが考える場、意見を出す場を持ってほしいというようなことがあれば、ぜひ言っていただきたいですし、ほかにそれ以外でも何かあるようでしたら、皆様から何かございますでしょうか。

【佐藤委員】ちょっと1点いいですか。

【横手会長】佐藤委員。

【佐藤委員】最後、先ほど議題の中で会長からもありましたけれども、丁寧な説明というところで、1つ、しきれていないなというのが受益負担の考え、そもそのというのが、ちょっと寒川町の場合はそれをしきれてないかなって感じています。

先ほどいろんな自治体を調べたんですけれども、やっぱりほとんどの自治体が受益者負担の考えについてちゃんとホームページで結構丁寧に説明さ

れているんですね。そういった意味では、そこをまず理解していただかないと、要は現状だと、経費のうちの25%を使ってない人も負担しているんだよということですよ。そこが問題だから100%に近づけると。ちょっと難しい話だと思うんですけども、そこはもうちょっとかなり丁寧に説明しないと、なかなか理解できないことだと思うので、そこはちょっとお願いしたいなというふうには思っていますね。

【横手会長】大変貴重な御意見ありがとうございます。事務局、いかがですか。

【事務局】丁寧な説明と受益者負担金、すいません、受益者負担の考え方をホームページに出ている自治体もあるということなので、我々としまして、その辺いろいろと調べまして、そういう、どういうふうに広報していったほうがいいのかというのを検討しながら、ぜひホームページ等にもアップをしていきたいなと思います。

それから、先ほど言われていた経費回収率の、これ25%の部分の要は一般会計からの繰入れの部分で、使っていない人も使用できない人も支払っているという部分も含めて、どういう形が見やすく分かりやすくという部分を含めて、ちょっとホームページなんかは上げていきたいと、チラシを含めて、いろんな方法で広報していきたいと思いますので、その辺はこちらのほうとしてもぜひやっていきたいと思います。

【横手会長】広報していきたいじゃなくて、広報しますというふうに断言していただかないと、納得できないと思うんですけども、よろしいでしょうか、広報するで。

【事務局】広報させていただきます。

【横手会長】佐藤委員、いかがですか。

【佐藤委員】とにかく難しい話だと思うので、そこを分かりやすくしていただければいいのかなというふうに思いますので、それはちょっとお願いしたいなと思います。大丈夫です。

【事務局】かしこまりました。

【横手会長】ほかの委員の方で何かその他御意見等ございますか。大丈夫でしょうか。青木委員、どうぞ。

【青木委員】今23%という方向に行く点については、13.2%と当初は言っていましたので、そのところは本当に賛成したわけじゃないんですけども、23%のことについては本当に丁寧に、今みんながおっしゃっている

ように、納得いただくような形にしないと、町民の方でも、これ合わせると50%増しじゃないですか、合わせると。50%増しなんていったら大変なことだと思うんですね、一人一人の町民の方には。企業もそうですけども、そういったところについては本当に納得いただけるような説明と、今言っていた受益者負担についても当然それは含まれると思いますので、そこは必ず納得いただけるような説明をしていただくということを釘を刺して申しておきますので、よろしくお願いします。

【横手会長】 回答もらえますか、事務局から。事務局、どうですか。

【事務局】 先ほどもちょっと回答しましたけれども、皆さんが納得できるような方法で、ホームページあるいはチラシ、そういった部分で、先ほども言った25%の部分、受益者の負担の部分、そういった部分も含めて広報させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【横手会長】 ちょっと委員長から言うのも、いや、会長から言うのもちょっとおかしな話かもしれないですけども、今回このような話が出ました。私からのお願いは、もちろん町民の方のみならず、企業の方たちも寒川町のために様々な形でお力添えをいただける中で負担を強いることになっていくと思います。はっきり申し上げれば、トップの声というものがちょっと足りないかなというふうに思います。この点につきましては、トップからしっかりと町民それから企業の方たちに対してこの状況を伝えて、お願いをしていただくような形、事務局のほうからもしっかりと取っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、すいません、ここで事務局へお返しいたしますので、よろしくお願いします。

【事務局】 改定率の議論ありがとうございました。議題のほうは以上になりました、その他として、今回決まりました改定率23%につきまして、審議会の意見書としてまとめさせていただきたいと考えております。事務局で意見書の案を策定いたしまして、次回、書面会議して委員の皆様を確認をさせていただきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。何かほかに御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議会のほう終了させていただきたいと思います。皆様、非常に費用の部分でいろいろと議論いただきまして、ありがとうございました。本日は本当にありがとうございました。では、これで審議会のほうを終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

<p>資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 令和 3 年度寒川町下水道事業特別会計決算概要 ・ 経費回収率の状況 ・ 全国市町村改定状況調べ ・ 使用料改定率シミュレーション ・ 一般家庭及び事業者の負担額一覧
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p style="text-align: center;">佐藤 正憲</p> <p style="text-align: right;">(令和 4 年 10 月 28 日確定)</p>

令和4年度第2回寒川町下水道運営審議会 会議次第

日 時	令和4年9月27日（火） 午後2時00分から
場 所	東分庁舎第1・2会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 議事録承認委員の選出について
- (2) 下水道使用料改定率について

3 その他

令和3年度寒川町下水道事業特別会計決算概要

【収益的収入及び支出】

収 入

(単位 円)

区 分	予算額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち仮払消費税及び 地方消費税分)
第1款 下水道事業収益	1,347,057,000	1,304,352,878	△ 42,704,122	57,327,219
第1項 営業収益	786,556,000	793,602,929	7,046,929	
第2項 営業外収益	560,146,000	510,396,873	△ 49,749,127	
第3項 特別利益	355,000	353,076	△ 1,924	

支 出

(単位 円)

区 分	予算額	決 算 額	地方公営企業法 第26条の規定 による繰越額	不 用 額	備 考 (うち仮払消費税及び 地方消費税分)
第1款 下水道事業費用	1,328,185,000	1,278,718,772	0	49,466,228	26,988,349
第1項 営業費用	1,217,641,000	1,173,687,740	0	43,953,260	26,982,971
第2項 営業外費用	109,643,000	104,966,928	836,896	4,676,072	
第3項 特別損失	401,000	64,104	500,000	336,896	5,378
第4項 予備費	500,000	0	0	500,000	

【資本的収入及び支出】

収 入

(単位 円)

区 分	予算額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
第1款 資本的収入	799,461,000	374,573,005	△ 424,887,995	決算額のうち翌年度繰越額 に係る財源充当額
第1項 企業債	695,800,000	276,700,000	△ 419,100,000	
第2項 出資金	34,782,000	28,994,431	△ 5,787,569	0
第3項 負担金	23,579,000	23,578,574	△ 426	
第4項 補助金	45,300,000	45,300,000	0	

支 出

(単位 円)

区 分	予算額	決 算 額	地方公営企業法 第26条の規定 による繰越額	不 用 額	備 考 (うち仮払消費税及び地方消 費税分)
第1款 資本的支出	1,279,960,000	852,074,089	399,586,795	28,299,116	27,585,876
第1項 資本的支出	787,642,000	359,756,169	399,586,795	28,299,036	27,585,876
第3項 企業債償還金	492,318,000	492,317,920	0	80	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額477,501,084円(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額0円を除く。)は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,628,754円、過年度分損益勘定留保資金34,160,746円及び当年度分損益勘定留保資金420,711,584円で補填した。

【経営指標に関する事項】

令和3年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、有収水量が昨年より減少したものの、使用料に伴う下水道収益の増加により前年度比0.1ポイント増の100.2%となりました。健全経営の水準とされる100%を上回っていますが、一般会計からの繰入により経営が成り立っている状況です。また、料金水準の妥当性を示す経費回収率は、前年度比1.3ポイント増の76.7%となりましたが、事業に必要な費用を下水道収益で賄っている状況とされる100%を下回っています。

	H29	H30	R1	R2	R3
経常収支比率	100.3%	100.3%	100.1%	100.1%	100.2%
経費回収率	75.5%	75.7%	75.3%	75.4%	76.7%

全国市町村使用料改定状況（事務局調べ）

県内市町村	平均改定率	改定時期	経費回収率（R元）
海老名市	約10%	令和4年4月1日	114.1%
逗子市	25.5%	令和4年7月1日	85.1%
三浦市	4.4%	令和4年7月1日	77.1%

県外市町村	改定時期	経費回収率（R元）	
茨城県笠間市	令和4年4月1日	99.7%	
千葉県大網白里市	令和4年4月1日	91.5%	
千葉県我孫子市	令和4年4月1日	86.2%	
兵庫県相生市	令和4年4月1日	73.4%	
山梨県山梨市	令和4年4月1日	86.6%	
沖縄県うるま市	令和4年4月1日	50.7%	
滋賀県米原市	令和4年4月	98.0%	
岐阜県各務原市	令和4年4月	68.8%	
島根県安来市	令和4年4月1日	70.9%	
香川県丸亀市	令和4年7月1日	97.4%	
北海道旭川市	令和4年7月	108%	
石川県野々市市	令和4年9月1日	83.6%	
徳島県徳島市	令和4年10月1日	71.7%	
愛媛県新居浜市	令和4年10月	96.5%	
静岡県小山町	令和4年12月1日	94.4%	
埼玉県羽生市	令和5年1月1日	65.4%	
京都府木津川市	令和5年2月	83.2%	
三重県伊賀市	令和5年2月	96.1%	
沖縄県浦添市	令和5年4月1日	85.1%	
大阪府羽曳野市	令和5年4月1日	87.3%	
段階的	島根県雲南市	令和4年4月 令和5年4月	77.3%
	富山県黒部市	令和4年7月 令和6年7月	59.8%
	愛知県大府市	令和4年10月1日 令和7年4月1日	60%

使用料改定率シミュレーション

資料 4

条件〈使用料〉

- ・有収水量は、令和3年度決算額で固定。
- ・基準を揃えるため、各年度10月改定で試算。
- ・収入については、改定率の78%で試算。(平成25年度の9.6%の使用料改定時、実際には7.4%相当の改定額となったため。)

〈費用〉

- ・汚水処理費用については、電気料金高騰により、相模川流域下水道処理場の電気料金不足が見込まれるため相模川流域下水道負担金について増額を見込んでいる。

調定額\改定率		5.6 %		13.2 %		13.2 %	
月分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4月分	86,623,983	87,435,912	90,988,921	90,988,921	100,357,140	100,357,140	110,689,911
5月分	11,095,244	13,165,237	12,754,542	12,754,542	14,067,750	14,067,750	15,516,165
6月分	88,409,842	88,444,406	92,356,961	92,356,961	101,866,034	101,866,034	112,354,161
7月分	13,202,917	13,239,435	14,575,956	14,575,956	16,076,696	16,076,696	17,731,953
8月分	93,582,011	91,409,362	94,403,951	94,403,951	104,123,782	104,123,782	114,844,367
9月分	13,603,268	13,171,030	13,746,604	13,746,604	15,161,954	15,161,954	16,723,029
10月分	89,490,655	88,882,145	88,946,229	88,946,229	98,104,133	98,104,133	108,204,934
11月分	13,913,404	13,752,129	13,802,154	13,802,154	15,223,224	15,223,224	16,790,607
12月分	89,787,226	94,144,220	93,153,399	102,744,473	102,744,473	113,323,044	113,323,044
1月分	14,056,846	13,935,993	13,955,338	15,392,180	15,392,180	16,976,958	16,976,958
2月分	92,792,751	95,130,570	94,135,275	103,827,443	103,827,443	114,517,516	114,517,516
3月分	11,962,724	13,342,064	13,342,884	14,716,667	14,716,667	16,231,895	16,231,895
合計(税込み)	618,520,871	626,052,503	636,162,214	658,256,081	701,661,476	726,030,127	773,904,541
合計(税抜き)	562,291,701	569,138,639	578,329,286	598,414,619	637,874,069	660,027,388	703,549,583
汚水処理費用	745,157,000	742,070,000	767,070,000	802,070,000	802,070,000	802,070,000	802,070,000
経費回収率	75.4%	76.7%	75.4%	74.6%	79.5%	82.3%	87.7%

ケース2では、最終的な経費回収率が、**87.7%**となる。



100%を目指すには・・・

令和5年度及び令和7年度の改定率を**23%以上**にする必要がある！

調定額\改定率		5.6%				23%		23%	
月分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
4月分	86,623,983	87,435,912	90,988,921	90,988,921	107,312,333	107,312,333	126,564,166	実績額	
5月分	11,095,244	13,165,237	12,754,542	12,754,542	15,042,707	15,042,707	17,741,368		
6月分	88,409,842	88,444,406	92,356,961	92,356,961	108,925,800	108,925,800	128,467,088		
7月分	13,202,917	13,239,435	14,575,956	14,575,956	17,190,883	17,190,883	20,274,927		
8月分	93,582,011	91,409,362	94,403,951	94,403,951	111,340,020	111,340,020	131,314,420		
9月分	13,603,268	13,171,030	13,746,604	13,746,604	16,212,745	16,212,745	19,121,311		
10月分	89,490,655	88,882,145	88,946,229	88,946,229	104,903,182	104,903,182	123,722,813		
11月分	13,913,404	13,752,129	13,802,154	13,802,154	16,278,260	16,278,260	19,198,580		
12月分	89,787,226	94,144,220	93,153,399	109,865,119	109,865,119	129,574,921	129,574,921		
1月分	14,056,846	13,935,993	13,955,338	16,458,926	16,458,926	19,411,657	19,411,657	改定後	
2月分	92,792,751	95,130,570	94,135,275	111,023,143	111,023,143	130,940,695	130,940,695		
3月分	11,962,724	13,342,064	13,342,884	15,736,597	15,736,597	18,559,743	18,559,743		
合計(税込み)	618,520,871	626,052,503	636,162,214	674,659,103	750,289,715	795,692,946	884,891,690		
合計(税抜き)	562,291,701	569,138,639	578,329,286	613,326,458	682,081,559	723,357,224	804,446,991		
汚水処理費用	745,157,000	742,070,000	767,070,000	802,070,000	802,070,000	802,070,000	802,070,000		
経費回収率	75.4%	76.7%	75.4%	76.5%	85.0%	90.2%	100.3%		

仮に令和5年度の改定率を**13.2%**にした場合、令和7年度に**33%以上**の改定率にする必要がある。

調定額\改定率		5.6%		13.2%		33%	
月分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計(税抜き)	562,389,363	569,913,898	578,384,479	598,469,813	637,934,945	693,318,244	802,139,400
汚水処理費用	745,157,000	742,070,000	767,070,000	802,070,000	802,070,000	802,070,000	802,070,000
経費回収率	75.4%	76.8%	75.4%	74.6%	79.5%	86.4%	100.0%

< 一般家庭及び事業者の負担額一覧 >

令和5年・令和7年に平均23%改定した場合

10%税込		現在		R5年 23%		R7年 23%
2 か 月 一 般 家 庭	1~2人 世帯 25m ³	2,593	→	3,190	→	3,921
				23.0%		22.9%
2 か 月 一 般 家 庭	3~4人 世帯 60m ³	6,685	→	8,217	→	10,098
				22.9%		22.9%
2 か 月 事 業 者	中口 排水者 500m ³	85,841	→	105,677	→	130,086
				23.1%		23.1%
2 か 月 事 業 者	大口 排水者 1,000m ³	193,861	→	238,667	→	293,546
				23.1%		23.0%

		2カ月負担 増加分	1カ月負担 増加分	年間負担増額
25m ³	R5	597	299	3,582
	R7	731	366	4,386
60m ³	R5	1,532	766	9,192
	R7	1,881	941	11,286
500m ³	R5	19,836	9,918	119,016
	R7	24,409	12,205	146,454
1,000m ³	R5	44,806	22,403	268,836
	R7	54,879	27,440	329,274